

令和３年度 第11回定例農業委員会総会議事録

1. 招集の別 農業委員会等に関する法律27条第1項による

2. 日 時 令和４年２月10日 午前９時00分

3. 場 所 ろくじ館 研修室

4. 議 題 議案第35号 農地法第5条許可申請書審議について

議案第36号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定
について（諮問）

議案題37号 非農地証明願い申請書審議について

5. そ の 他

6. 出席委員

農業委員

1 番 山内 亮一	2 番 長野 和代	3 番 中村 幸信
4 番 松本 茂	6 番 奥名 政成	7 番 清住 昇
8 番 佐藤 礼治	9 番 福永 浩紀	10 番 岡本 篤幸
11 番 五嶋 靖	13 番 島津 和徳	14 番 本田 廣正

7. 欠席委員

平井 豪

中村 峯子

8. 議事録署名人

3 番 中村 幸信

4 番 松本 茂

9. 本会議に職務のため出席したものの職氏名

事務局長 井上 幸介

事務局職員 古田 昭憲、今村 優香、川端 勵志

会 議

1. 開 会
2. 会長あいさつ
3. 議事録署名委員の指名
4. 議 事

- 事務局長 それでは、皆さん、おはようございます。
- 定刻になりましたので総会を始めたいと思います。まずは総会の成立要件を申し上げます。本日の出席委員は11名でございます。甲佐町農業委員会会議規則第6条の規定を満たしますので、総会は成立することを御報告いたします。それでは、ただいまから令和3年度第11回定例農業委員会総会を始めさせていただきます。まず会長に御挨拶をお願いいたします。
- 会 長 会長挨拶
- 事務局長 はい、ありがとうございました。それでは、議事録署名委員の指名をお願いいたします。
- 会 長 はい。それでは、本日はですね、3番委員の中村幸信委員とですね、4番委員の松本茂委員をお願いいたします。
- 事務局長 はい。それでは議事に入りたいと思います。議事の進行につきましては、会議規則第4条の規程に基づき、会長をお願いいたします。
- 会 長 はい。それでは早速議事に入ります。議案第35号「農地法第5条許可申請書審議」についてを議題とします。事務局長から説明をお願いします。
- 事務局長 はい。それでは、1ページをお願いいたします。議案第35号「農地法第5条許可申請書審議」について。農地法第5条第1項の規定に基づき、別紙のとおり許可申請があったので、意見の決定を求めるものでございます。令和4年2月10日提出、甲佐町農業委員会会長名です。以上です。
- 会 長 はい、ありがとうございました。それでは、2ページをお願いいたします。議案第35号「農地法第5条許可申請書審議」の番号1についてを審議したいと思います。それでは、12番委員の中村峯子さんは今日欠席でございますので、事務局から説明をお願いいたします。
- 事務局 はい。それでは、番号1について御説明申し上げます。
- （申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ）
- 以上です。

- 会 長 続きまして、事務局から申請地の位置の説明をお願いします。
- 事務局 はい。それでは、御説明申し上げます。地図につきましては、3ページに添付しておりますけども、前のスクリーンのほうで御説明申し上げたいと思います。まず、右上段のほうに、こちらが甲佐町役場でございます。そしてその前を国道443号線、そして上の道路を右から左へと町道の岩下益城橋線、スーパーのロッキー、それと甲佐駐在所がこちらに位置します。それで、申請地はこの赤く印したところで、甲佐町役場から西に約228メートルの位置にございます農地1筆でございます。以上です。
- 会 長 はい。それでは続きまして、転用申請に係る可否の判定について、12番委員は中村さんでありますので、事務局から説明をお願いします。
- 事務局 はい。御説明申し上げます。今回の申請は、譲受人が譲渡人から農地を有償で譲り受け、個人住宅を建設するために転用申請をするものでございます。転用の申請に係る可否の判断として、申請された内容を農地法に照らし、問題がないかどうか御説明申し上げます。それでは、お手元のラミネートの資料の転用申請に係る可否の判断を御覧ください。
- まず、①については、今回の申請地は農振農用地ではございません。農地の状況としては、役場より300メートル以内の市街地区域内にある農地で、第3種農地に該当すると思われます。このことにより、第3種農地は転用可能と思われます。
- ②については、今回の事業達成のために代わる土地はありません。
- ③については、資金計画書、住宅ローン審査終了書も添付されているため、事業の実現性については問題ございません。
- ④については、「大規模な造成は行わず現状のまま利用する」とされており、土砂の流失や、隣接する農地に支障を及ぼす恐れはありません。
- ⑤については、問題ないと思われます。
- ⑥については、今回の申請は仮設工作物ではないので該当しません。
- 以上、説明を終わります。
- 会 長 はい。現地調査を行っていますので、2番委員の長野委員から説明をお願いします。
- 2 番 はい。2番委員の長野です。先月の1月27日に会長、山内委員、事務局で現地調査を行いました。申請地は、大字岩下字西園にある農地で、農地の状況としては役場より300メートル以内の市街地区域内にある農地であるため、第3種農地に該当すると思われます。今回の転用申請では、大規模な造成は行わず現状のまま利用するとされており、転用による周囲の営農に支障をきたす恐れのないことを報告いたします。
- 会 長 はい。ただいま、2番委員の長野委員から現地調査の報告。また、事務局から転用

申請に係る可否の判断である農地法第4条第6項の各号には該当しないとの説明がありました。これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。何か御意見はありませんか。はい、どうぞ。

14 番 見ると、なんか造成してあるように見えるんですけどね、農地に見えないんですけど。写真見ると。これでしょ。造成済みみたいな感じしますけど。

会 長 事務局、そのところについてお願いします。

事務局 はい。御指摘のとおり現地見たときには、奥のほうについてはこういう状況になっておりましたけども、手前の道路側、車を駐車しているあたりについては、こういう畑、もともと畑だった状況を確認はしております。大きな石などは手前のほうには写ってございませんでしたので、こういう状況でございます。

会 長 本田委員、よろしいですか。はい。ほかに何かございませんか。それでは、ほかにはないようです。それでは採決を行います。許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手の確認)

はい。全員賛成と認めます。それでは、番号1につきましては、当農業委員会としましては「許可相当」の意見を付けて県のほうへ送付をいたします。

続きまして、審議調書の番号2、番号3については、転用者が同一であるため一緒に審議したいと思います。それでは、2番委員の長野委員から説明をお願いします。

2 番 はい。2番委員の長野です。それでは、番号2、番号3について説明いたします。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

以上です。

会 長 はい。続きまして、事務局から申請地の位置の説明をお願いします。

事務局 はい。それでは御説明申し上げます。地図につきましては、4ページのほうに添付しております。前のスクリーンのほうで御説明申し上げたいと思います。上から左下、このように九州自動車道高速道路があります。こちらに緑川パーキング、そして府領の集落がこちらにございまして、県道の小川嘉島線がこちらに通っておりまして、申請事業者の事務所が、既存の事務所がこちらのほうにございまして、この細長いほうに駐車場、それとこちらの赤いほうに資材置場ということで、この位置につきましては緑川パーキングエリアから資材置場のほうが113メートル、それとこちらの駐車場の申請地が173メートルの位置にございます。場所の説明については以上です。

会 長 はい。続きまして、転用申請に係る可否の判定について、2番委員の長野委員から説明をお願いします。

2 番 2番委員の長野です。それでは説明します。今回の申請は、現在、事務所及び資材置場として利用している場所に木材加工場及び打合せ棟を建設することとなり、新たに資材置場及び駐車場が必要となったため転用申請をするものです。転用申請に係る可否の判定として、申請された内容を農地法に照らし、問題がないかどうか説明します。それでは、お手元のラミネートの資料の転用申請に係る可否の判断を御覧ください。

①については、今回の申請地は農振農用地ではありません。農地の状況としては、番号2につきましては、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の区域内にある農地であるため、第1種農地に該当します。第1種農地の転用は原則できませんが、例外規定である既存施設の拡張に該当するため、例外的に転用は可能と思われます。また、番号3につきましては、おおむね10ヘクタール以下の公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地の第2種農地で、番号2と同様の例外規定の既存施設の拡張により転用は可能と思われます。

②については、今回の事業達成のために代わる土地はありません。

③については、資金計画書、残高証明書も添付されているため、事業の実現性については問題ないと思われます。

④については、大きな造成計画はなく整地する程度で、土砂流出防止のため、境界にコンクリートブロックを設置すると計画されているため問題ないと思われます。

⑤については、問題ないと思われます。

⑥については、今回の申請は仮設工作物ではないので該当しません。

以上、説明を終わります。

会 長 はい。現地調査を行っています。1番委員の山内委員から説明をお願いします。

1 番 はい。1番委員の山内です。先月の1月27日に会長、長野委員、事務局と一緒に現地調査を行いました。申請地は、大字府領字下原にある農地で、農地の状況としては、番号2はおおむね10ヘクタール以上の規模の一団の区域内にある農地であるため、第1種農地に該当すると思われます。第1種農地の転用は原則できませんが、例外規定に該当すると思われるため転用は可能と思われます。番号3は、10ヘクタール以下の公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、番号2と同様に例外規定に該当するため、転用は可能と思われます。また、今回の申請地の転用による周囲の営農に支障をきたす恐れがないことを報告いたします。以上です。

会 長 はい。ただいま、1番委員の山内委員から現地調査の報告。また、2番委員の長野委員から転用申請に係る可否の判断である農地法第4条第6項1号に該当するものの、例外規定に該当するとの説明がありました。これより質疑に入ります。発言

のある方は挙手願います。はい。佐藤委員、どうぞ。

8 番 この既存施設の拡張という理由なんですけども、この既存の施設の面積はいかがですか。

会 長 はい。事務局どうぞ。

事務局 はい。現在の既存施設の面積は4,330平米です。今回、転用申請が2筆合わせて1,342平米、例外規定によります2分の1以内ということで転用は可能ではないかと、既存施設の拡張ということで、思われます。

8 番 はい、分かりました。

会 長 佐藤委員、よろしいですか。はい。ほかに何かございませんか。はい。本田委員、どうぞ。

14 番 はい。このエバーフィールドは何屋さんですか、これ。カタカナ語だけん、全然分からんとですよ。

事務局 建築屋さんです。

14 番 建築屋さんね。

事務局 はい。建築屋さんです。

会 長 はい。ほかに何かございませんか。それでは、ほかにはないので採決を行います。許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手の確認)

はい。全員賛成と認めます。それでは、番号2と番号3につきましては、当農業委員会としましては「許可相当」の意見を付けて県のほうへ送付をいたします。

続きまして、5ページです。議案第36号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定について」を議題とします。事務局長から説明をお願いします。

事務局長 はい。それでは5ページをお願いいたします。議案第36号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定について」。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定について、別紙のとおり諮問があったので、意見を求めるものでございます。令和4年2月10日提出、甲佐町農業委員会会長名でございます。次のページ、6ページをお願いいたします。甲農第1649号、令和4年1月26日、甲佐町農業委員会会長 岡本篤幸様、甲佐町長 奥名克美。「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定について」（諮問）。農業経営基盤強化促進法第3条に基づく農用地利用集積計画について。同法第18条第2項及び甲佐町農業経営基盤強化促進事業実施方針により農用地利用集積計画を定めたいので、同法第18条第1項の規定により諮問します。次のページ、7ページをお願いいたします。農用地利用集積計画総括表、令和3年度第11回です。まずは、農用地利用集積計画の総括表で説明いたします。賃借権の再設定についてはございません。賃借権の新規につい

て、3年の田が1筆の238平米、5年の田が5筆8,484平米、5年の畑が1筆804平米、6年の畑が1筆724平米、10年の田が10筆の9,069平米、10年の畑が1筆1,814平米となります。使用貸借権の再設定についてはございません。使用貸借権の新規につきまして、5年の畑が2筆の861平米となっております。利用権の合計としましては、田が16筆の17,791平米、畑が5筆の4,203平米となっております。所有権の移転についてはございません。なお、詳細については事務局から説明をいたします。以上です。

会 長 はい。それでは、8ページをお願いします。議案第36号「農業経営基盤強化促進法の規程による農地利用集積計画」についてを審議します。番号1番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 はい、説明いたします。

（申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ）

次に、申請地の位置について、10ページに記載しておりますが、前のスクリーンで説明いたします。まず、こちらが安津橋で、県道今吉野甲佐線、こちらに星の川団地がございます。申請地は星の川団地から西に約870メートル、船津の松の本にございます。続きまして、相手方の状況について説明いたします。番号1番の相手方は船津集落で農業を頑張っておられ、主に米、花木の栽培をされています。今回の申請地には花の栽培を計画されており、集積後は効率よく利用できると思われます。以上で説明を終わります。

会 長 はい。ただいま、事務局から説明がありました。これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。何か御意見ございませんか。はい。それでは質問もないようでございます。それでは原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手の確認）

はい。全員賛成と認めます。番号1番については、原案のとおり承認をいたします。続きまして、番号2番と番号3番は相手方が同一なので、一緒に審議したいと思います。事務局から説明をお願いします。

事務局 はい、説明いたします。

（申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ）

続きまして、申請地の位置について、11ページに記載しておりますが、前のスクリーンで説明いたします。まず、こちらが国道443号線です。こちらが安津橋、こちらに星の川団地がございます。申請地は有安の西川原に4筆点在しています。続きま

して、相手方の状況について説明いたします。番号2番、3番の相手方は認定新規就農者で、大町集落で農業を頑張っておられ、主に米、野菜の作付をされています。今回の申請地には米の作付を計画されており、集積後は効率よく利用できると思われます。以上で説明を終わります。

会 長 はい。ただいま、事務局から説明がありました。これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。何か御意見ございませんか。それでは、質問もないようでございます。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手の確認)

はい。全員賛成と認めます。番号2番、3番については、原案のとおり承認をいたします。

続きまして、番号4番から番号7番までは相手方が同一なので一緒に審議したいと思います。それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局 はい、説明いたします。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

次に、申請地の位置について説明いたします。12ページに記載しておりますが、前のスクリーンで説明いたします。まず、こちらが国道443号線、こちらが日和瀬橋、こちらに桜の丘がございます。申請地は、西寒野の山下に2筆と大祇に2筆点在しております。続きまして、相手方の状況について説明いたします。番号4番から番号7番の相手方は西寒野集落で農業を頑張っておられ、主に米、野菜の作付をされています。今回の申請地には米の作付を計画されており、集積後は効率よく利用できると思われます。以上で説明を終わります。

会 長 はい。ただいま、事務局から説明がありました。これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。何か意見ございませんか。質問もないようでございます。それでは、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手の確認)

はい。全員賛成と認めます。番号4番から番号7番については、原案のとおり承認をいたします。

続きまして、番号8番について審議したいと思います。それでは事務局から説明をお願いします。

事務局 はい、説明いたします。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

続きまして、申請地の位置について説明いたします。13ページに記載しております

が、前のスクリーンで説明いたします。まず、こちらが田口橋で、県道御船甲佐線です。こちらが県道宇土甲佐線、こちらに森川健康堂さんがございます。申請地は県道御船甲佐線と県道宇土甲佐線の交差点から南に約200メートル、田口の福満に2筆ございます。続きまして、相手方の状況について説明いたします。番号8番の相手方は認定農業者で、田口集落で農業を頑張っておられ、主に米、麦、大豆の作付をされています。今回の申請地にはニラの作付を計画されており、集積後は効率よく利用できると思われます。以上で説明を終わります。

会 長 はい。ただいま、事務局から説明がありました。これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

14 番 はい。2点ほど。

会 長 はい、本田委員どうぞ。

14 番 これね、この田んぼ、今でもハウスになってるんですよね。現に、ニラの種がおわってます。それと、もう一つなのは、この申請者ですね。申請者は認定農業者なんですよね？規模縮小だったと思います。前回も出ました。自分の田んぼが段々段々法人に移動してるんですよね。じゃあ認定農業者としての、要するに申請してあると思いますね、事業3年間の計画表とか、そういうのはもう変えられてるんですかね。でないとおかしくなってくるんですよね。

会 長 事務局、お願いします。

事務局 はい。認定農業者の変更ということですけども、その担当につきましては農政課の経営係となりますけども、一応そういう話はですね、この申請が上がったときにはですね、その経営係のほうにはお話はしております。もちろん本人さんにもそういった経営改善計画で面積を増やすとしてあるかもしれませんので、そこは減って、どうですかということで本人さんにも経営係にも話はしております。ですから、この前もうちの事務局長が言いましたけども、次回ですね、その経営改善計画の更新あたりについて、厳しくなるんじゃないかということでお話は聞いております。今、だから今時点ではその計画の変更はされてないということでお聞きをしております。以上です。

14 番 ということは、ここで一つ問題になってくるのは、今法人で、今37町ありますよね？これを結局、法人で今、直営が約7町ぐらいあるんですよね。ということは、またこれも直営になるという可能性があるということですよ？個人委託じゃなくて。ただ個人委託であれば、経営規模というのは変わらないんですけど、それを法人に委託してしまったら、受けて全部法人が仕事せないかんわけですよ。そのへんの問題をどういうふうに考えて彼は申請したのかなというのが私の疑問なんです。

会 長 そのあたり厳しいお声があると思いますよね。事務局、何か、そこについて、何

か。

事務局 一応、うちとしてはですね、この貸し借りについてを大体審議してますので、そのあと法人にはされるということの申請ですので、そのあと管理のところまでは、うちではお聞きはしておりません。です。以上で説明を終わります。

14 番 はい。ということは4月以降の営農台帳を見ればわかるということね。

事務局 そう、今。

14 番 今、営農台帳は今、整理中でしょ。

事務局 再生協のほうではですね。

14 番 まだ認可も降りてないけん、あっちのほうで入ってないんですか。

事務局 農地係のこの申請的には、まだそこまでは聞かないと、聞く必要もないと思っておりますのでですね。

1 番 想像ばってんが、やがては自分も辞めて法人全部貸してしまわすとかじゃなかろうかと思うばってん。

14 番 離農でしょ。

1 番 うん。もう歳が71だけん、そやん気持ちのあっとじゃなかろうと思うですたいね。

会 長 多分それができないということでしょうね。

1 番 だけん、それはもう認定農家がはく奪さすだけだけん、別に問題ないと思うんで。

事務局 今、認定農業者のその面積上はなか。

14 番 面積上ではない。

事務局 ただその経営改善計画でおっしゃったとおり、段々規模を大きくしていくような計画になってます。ただその、それは自作地だけでなくて作業受託の面積も含めていいということになってるけんですね。ただ、その作業受託をその法人が受けてるかどうかというのは、なかなか町では確認ができないという部分もあつとですよね。だけん、さっき言いましたとおり、その1回、その申請されて、認定審査会でとおって認定を受けられた。次の5年間の期間がありますけれども、その5年後のその認定審査会のときに、その計画通りになってないじゃないかというところはもう必ず出てくると思います。はい。

1 番 せっかくその法人ができたんで。

事務局 そうですね。

1 番 法人が認定農家として担っていけば、近くに認定農家がおっても、その吸収していくとかじゃなかと思うんですよね。

事務局 本来、それが本来の姿だとは思うとですよね。

1 番 だけん、はよう、してしまわすとかとばってん。

会 長 高齢化になってできんくなった。

- 1 番 できなくなったら一緒だけんですね。
- 会 長 そうするとどっかせないかん。
- 事務局長 ちょっと、今回の許可の、その許可をするしないの判断にはちょっと、そののあれにはならないのかなとは思いますが、はい。
- 14 番 うん。ちょっと考え方自体がね、ちょっと違うよというような方向性に来てるから、質問したんです。
- 会 長 はい。分かりました。今、本田委員が意見言われたのはね、確かに今後は出てくるの問題だと思います。あちこちですね。そこら付近については役場のほうでも、あと農地係かな、の中の会議いろいろありますんで、このあたりも検討されると思いますので、今回の部分についてはまったく、その、ちょっと違うかなという視点であっていただければと思います。ほかに何かございませんか。
- (ありませんという声あり)
- はい。それではほかにはないようでございますので、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
- (挙手の確認)
- はい。全員賛成と認めます。番号8番につきましては、原案のとおり承認をいたします。
- 続きまして、9ページをお願いします。番号9番について審議したいと思います。
- この案件は、熊本県の農業公社を通じての貸借です。それでは、事務局から説明をお願いします。
- 事務局 はい、説明いたします。
- (申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)
- 続きまして、申請地の位置の説明をいたします。14ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンで説明します。まず、こちらが安津橋、こちらが県道今吉野甲佐線、こちらに星の川団地がございます。申請地は星の川団地から南西に約420メートル、船津の南原に1筆ございます。次に、相手方の状況について説明いたします。相手方は認定農業者で、横田集落で農業を頑張っておられます。主に酪農をされています。今回の申請地には飼料作物の作付を計画されており、集積後は効率よく利用できると思われます。以上で説明を終わります。
- 会 長 はい。ただいま、事務局から番号9番について説明がありました。これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。質問もないようでございます。それでは、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。
- (挙手の確認)

はい。全員賛成と認めます。それでは、番号9番については原案のとおり承認いたします。

続きまして、番号10番と11番は相手方が同一なので一緒に審議したいと思います。この案件も熊本県の農業公社を通しての貸借です。それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局 はい、説明いたします。

（申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ）

次に、申請地の位置の説明をいたします。15ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンで説明いたします。まず、こちらが九州自動車道です。緑川パーキングエリアで、こちらが県道小川嘉島線になります。申請地は緑川パーキングエリアから南西に約150メートル、府領の北原に3筆ございます。続きまして、相手方の状況について説明いたします。相手方は御船町の認定農業者ですが、甲佐町でも農業を頑張っておられます。主に米、野菜の作付をされています。申請地には野菜の作付を計画されており、集積後は効率よく利用できると思われます。以上で説明を終わります。

会 長 はい。ただいま、事務局から番号10番、番号11番について説明がありました。これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。はい。佐藤委員、どうぞ。

8 番 11番のところの、対価当たりが書いてないんですが、何か理由があるんですか。

会 長 事務局。

事務局 11番については、申請人の方が無償でいいので耕作して欲しいというような希望があったため、今回はお金が発生しない使用貸借の契約になってます。

8 番 お互いの理解があったということですね。はい。

会 長 委員、よろしいですかね。

8 番 はい。

会 長 ほかに何か御意見ございませんか。ほかに質問もないようでございます。それでは、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手の確認）

はい。全員賛成と認めます。それでは、番号10番、番号11番については、原案のとおり承認をいたします。

続きまして、番号12番について審議したいと思います。この案件も、熊本県農業公社を通しての貸借です。それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局 はい、説明いたします。

（申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み

上げ)

続きまして、申請地の位置について説明いたします。16ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンで説明します。まず、こちらが国道443号線、こちらに甲佐小学校がございます。申請地は甲佐小学校から東に約180メートル、豊内の五反田に2筆あります。続きまして、相手方の状況について説明いたします。相手方は認定農業者で、仁田子集落で農業を頑張っておられます。主に米、ニラ、花きの作付をされています。申請地には米の作付を計画されており、集積後は効率よく利用できると思われます。以上で説明を終わります。

会 長 はい。ただいま、事務局から番号12番について説明がありました。これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。何か御意見ございませんか。

(ありませんという声あり)

はい。それでは、質問もないようでございます。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手の確認)

はい。全員賛成と認めます。それでは、番号12番については原案のとおり承認をいたします。

続きまして、番号13番について審議したいと思います。この案件も、熊本県農業公社を通しての貸借です。それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局 はい、説明いたします。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

次に、申請地の位置の説明をいたします。17ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンで説明いたします。まず、こちらが県道嘉島甲佐線です。こちらに日立物流さん、木村のあられさん、ネッツトヨタさんがございます。申請地は日立物流さんから西に440メートルから770メートル、吉田の吉田第一に3筆ございます。続きまして、相手方の状況について説明いたします。相手方は認定農業者で、吉田集落で農業を頑張っておられます。主に米、麦、大豆の作付をされています。申請地には米の作付を計画されており、集積後は効率よく利用できると思われます。以上で説明を終わります。

会 長 はい。ただいま、事務局から番号13番について説明がありました。これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。質問もないようです。それでは、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手の確認)

はい。全員賛成と認めます。番号13番については、原案のとおり承認をいたします。

続きまして、番号14番について審議したいと思います。この案件も、熊本県農業公社を通しての貸借です。それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局 はい、説明いたします。

（申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ）

続きまして、申請地の位置の説明をいたします。18ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンで説明いたします。まず、こちらが田口橋で、県道御船甲佐線、こちらが県道宇土甲佐線、こちらに森川健康堂さん、こちらに和田内集落がございます。申請地は和田内集落から西に約530メートル、田口の上大坪に1筆あります。続きまして、相手方の状況について説明いたします。相手方は認定農業者で、田口集落で農業を頑張っておられます。主に米、麦、大豆の作付をされています。申請地にはニラの作付を計画されており、集積後は効率よく利用できると思われます。以上で説明を終わります。

会 長 はい。ただいま、事務局から番号14番について説明がありました。これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。はい、本田委員、どうぞ。

14 番 ここ、今、ニラおわってるんですけども、これ、今申請してありますよね、4月1日から。ということで、4月1日以降が法人管理になるんですか。

会 長 事務局、お願いします。

事務局 はい。令和4年の4月1日から貸借開始となります。10年契約ですね。

14 番 はい。それまでは個人所有ですよ。

事務局 そうですね。

14 番 そういことですね。そのへん、ちょっと徹底しておきたいんですよ。だからもう今、植えてあるとこと植えてないところとですね、そこを半分荒れてますからね。はってあるとこだけがセリがおわってるということですから。

会 長 本田委員、よろしいですか。

14 番 はい、いいですよ。もうちょっと諦めてますよね。

会 長 はい。本田委員のほか、何か御意見ございませんか。それでは、ほかにはないようでございます。それでは、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。（挙手の確認）

はい。全員賛成と認めます。番号14番については原案のとおり承認をいたします。

はい。それでは議案第37号、非農地証明願い申請書審議についてを議題といたします。事務局長から説明をお願いします。

事務局長 はい、それでは19ページをお願いいたします。議案第37号、非農地証明願い申請書審議について。農地法第2条第1項の規定に基づき、別紙のとおり非農地証明願い

があったので、非農地に該当するか否かについて意見の決定を求めるものでございます。令和4年2月10日提出。甲佐町農業委員会会長名です。以上です。

会 長 はい、ありがとうございました。それでは、審議に入ります前にこの非農地証明の基準について事務局から説明を受け、審議したいと思います。説明を事務局お願いします。

事務局 はい。それでは、どういう場合に非農地として証明できるかの非農地証明基準について御説明申し上げたいと思います。この基準には3つございまして、一つが昭和27年10月20日以前から引き続き非農地であった土地。2つ目に所有者または耕作者の責に帰さない災害、その他特別の事由により非農地となったもので、農地として復旧が著しく困難と認められる土地。3つ目に荒廃農地のうち、農地として利用するには一定水準以上の物理的条件整備が必要な土地。例えば人力又は農業機械では耕起、整地ができないような土地であって、農業的利用を図るための条件整備（基盤整備事業など）が計画されていない土地のうち、また2つございます、次のいずれかの要件を満たすものとされております。一つ目、ア、その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場所。次に、イ、ア以外の場合であって、その土地の周囲の状況から見て、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれる場合ということになっております。ただし、また、非農地として該当されない条件がまた3つございまして、一つ目に、農業振興地域の整備に関する法律に基づく農業振興整備計画における農用地区域内の土地、いわゆる農振がかぶってる土地ですね。2つ目に農業生産力の高い農地、土地改良事業等の農業に関する公共投資の対象となった農地。3つ目に、集団性のある優良農地。この3ついずれかに該当する農地であれば非農地証明の対象とはなりませんということになっております。基準については以上です。

会 長 はい、ありがとうございました。非農地証明基準について、ただいま事務局から説明がありましたが、何か御質問はありませんか。はい。中村委員、どうぞ。

3 番 今、事務局から話がありました。今、ちょっと話ばかりでちょっと内容について分からんけんですね、何か、この書類的な物ば、皆に配ってもろうたらどがんでしょうか。

事務局 去年配ってある。

事務局長 基本的、簡単に言うと、基本的には農振農用地以外、農振がかかってない土地で、例えばバックホウとか、そういう重機まで入れんと農地に戻らんような、もう山林化しとる、原野化しとるような土地というのが対象になりますよというのがあります。それが基本です、はい。

- 3 番 いろいろ、周りから聞かれたときですね、これはもう車も入らんし、機械も入らんちゅうようなところば、もう非農地にしてもらえればち言わしたときにですね、どういう手続きも、今からちょっと勉強していかないかとばってんが、やっぱそういうところの内容ば説明のでくるごたことばですね。
- 事務局長 だけん、もう覚えときなつとよかつは、農振じゃない、農振農用地じゃない、そして例えばトラクターとかで打って復元できるようなところは駄目よ、もうバックホウとかでもう、とかもうブルとか入れて、もう全部その基盤自体ば変えるようなことばせんと農地に戻らんようなところが基本的には対象ですよ。
- 3 番 畑の中に木の植わつとったり、竹山だったり。
- 事務局長 そうですね、だけん、山林、原野化、もう明らかにもう農地には復元できないだろうと思われる農振農用地以外の土地というのが対象になる、原則的には、というふうに考えていただけるといいと思います。
- 14 番 もういっぺんいいですか。
- 事務局長 はい。
- 会 長 はい、本田委員。
- 14 番 非農地化した場合に、その土地の名義は何になるんですか。
- 事務局長 土地の名義は。
- 事務局 こちらのほうから農業委員会会長名で非農地ですよという証明を証明書を送りますんで、それをもって法務局で登記地目を変えていただく。
- 14 番 だけん、登記地目を山林ということね。
- 事務局長 山林か原野。
- 14 番 原野？
- 事務局長 山林か原野です。
- 14 番 原野化でしょ。それによって今の畑の税金よりも税が変わるわけですね。
- 事務局長 そうです。もちろん。
- 14 番 ただそれだけの問題ですよ。
- 事務局長 はい。そうです。
- 1 番 だけん、農地じゃなくなると。
- 14 番 うん。だから農地で結局、山化したということは、何にも管理されなかったということですよ。それは本人の責任なんですよ。
- 事務局長 ただ、それだけじゃなくて、例えば熊本地震とか災害によってもう土砂が流入してというようなケースもあります。はい。もともとが、もう山だったところ、甲佐の場合は地籍調査とかがやってますので、大体その時点まででは現況の地目というのが出てると思うんですけど、その後、さっきの天災、雨とか何とかでも崩れてもう

使えなくなったとか、そういうところも結構あるんじゃないかと。

会 長 はい、佐藤委員。

8 番 この非農地化についてこの前はちょっとですね、龍野地区で結構戸数も多い状態で説明があったんですけど、今回の場合は一人の方の個人名がこう出てますけども、これは個人の方が申請されて議案に登ったんですか、それとも、その現地調査してるんですよね、私たちが。そのときにこういうことがあったけんということで事務局のほうから提案されものなんでしょうか。

事務局 はい。この案件につきましては個人さんの申請で今回伺っております。昨年度末、令和3年3月だったですかね、申請ということでちょっと間あきましたけども、個人申請でございます。

8 番 ということになれば、個人申請の場合、委託とかその面積小さいところは別として、ある程度ですね、持ってる方がですよ、これ申請された場合、少ないと思うとですよ。なんか、この申請できるというのが。これの、皆さんが知ってもらえるかどうかというのも一つあるじゃないですか。申請が簡単にできるかどうかということも一つあるじゃないですか。先ほどあったごて、その条件あたりがですたい、農業委員会としてはなるべく土地を保持してもらいたいという基本姿勢はあるにしても、今のごて非農地のところは非農地化するべきだという考え方があるもんだけん、そのところがですたい、皆さんに周知すればですよ、個人で申請ができるなら、これを推進すべきかどうかというとはあるかもしれんばってん、ちょっと一考するところがあるもんけん、そこは。

会 長 今回、今、非農地証明の審議に入る前にですね、そういう、そこはどういうところなのかという事前にですね、皆さんに知っていただいて、先に審議に入りますので、この案件はですね、そういうことで、審議が非農地、こういうところはできます、こういうのはできませんよ、こういう状況がありますよということを承知していただいて、次の案件に入って、その中でまた議論していきたいと思います。

事務局長 利用状況調査とか。

事務局 一応、こちらの案件につきましてはが昨年の3月、年度末ぐらいに上がった申請でございます。そのあとは利用状況調査をして、大体先月にするべき、合わせてするべきだったんですけども、ちょっと遅れて今月となったんですけども、佐藤委員おっしゃるとおりですね、そこを農業委員会でこう、皆さんにお知らせするのかというのが今、検討中なところでございます。皆さんに、お知らせしたほうが、非農地にはできますけども、そうすると大量になんか来たりしてですね、甲佐町の農地が少なくなってくる可能性もあるということですので、今、ちょっと、そこはもう通知を出すのかというのはですね、今検討してるところでございます。今後またしてい

くかどうかはまた農業委員会のほうにもですね、決めていくならというふうには思っておりますので、御意見を、いろんな御意見をいただきたいと思います。

- 1 番 ただ、その10ヘクタールとか何かの縛りがあるじゃなかですか、その優良農地とか何かの、その一角がずーっと荒れとって、そこば非農地したらまた分断してしまう、そやんなるとでけんけん、そういうところは非農地は駄目ですよってことになってくるっじゃなかですか。だけん、今回山だけん、その問題なかつかねと思うですけど、佐藤委員言いなはったごて、非農地化しとるけん、それ認めていくというともケースバイケースだろうと思うんですたいね。やっぱりその、農地のずーっとあつとこの真ん中ばずーっと荒れとって、それはちょっと農地にせんですかってやっぱり言わなんことだろうと思うですたいね。

事務局長 非常に、山内委員おっしゃるとおり、非常に難しかところではあつとですよ。根本的にその集団性のある優良農地とか、そのこのところにあるようなやつは基本的に駄目ですよというふうになつとるんですが、もちろん、実際もう現況が農地じゃない、復元も不可能というところをずっと農地のままにしとくのかというのもすごく問題ではあるし、ただ、一方では、先ほど事務局から言いましたとおり、それを全部非農地化してしまうと元々の農地面積が少なくなっていくから、今度いろんなところでですね、例えば最適化推進委員さんの人数の基準であつたりとか、そういうところにも影響してくるんじゃないか、いろんな側面があると思います。だけん基本的にはその利用状況調査ですね、それを行っていただいたときに第1種か、1号。

事務局 1号遊休農地です。

事務局長 1号遊休農地。現地で農地に復元がなかなか難しいところを委員さん方で利用状況調査で調査していただいて、そのあと意向調査を踏まえて、そこで上がって来た農地に対してそれを進めるというか、そこについて判断していくのが一番いいのかなという気持ちではおります。なかなか、佐藤委員おっしゃるようになかなか両方のバランスというのがありますので、なかなかちょっと、これも今年からかな、去年からかな。

事務局 去年から。

事務局長 去年から非農地についてちょっと進めたいということで考えておりますので、ちょっとまだ、いろんなところでまた議論、検討していくことが必要なのかなというふうには思ってます。以上です。すみません、答えになってませんけれど。

会 長 なかなか難しい案件じゃあるですもんね。それを進めていっていいのか、あるいは、その農地との関係も出てくるしですね、だから基本的には利用状況、今、課長言われたように利用状況調査を皆さんが意向を持ちますので、それで基礎からですね、それを踏まえた上であつての判断というか、議論になるでしょうね。

8 番 だけん、利用状況調査あたりもうだいぶん知ってあつですよ、年数的にも。ということになれば、ある程度ですね、目安なり基本あたり出てくっと思うとですよ。その中で、その議論していかなんとは分かるですけども、その議論にもある程度の線というところが、基本的な考え方というのが元にならないかんけん、その基本的な考え方というところが、まとまっとつかどうかという非常に大きな問題じゃなかですか、今後議論する上で、それも、そのいくつかの組織がある中で、その議論する主な、主体となる組織というとはどこになるわけですか。

事務局長 基本的にはもう農政課、農業委員会、事務局、その中で今のところ話をしているような段階です。

8 番 じゃあ、その中の、そういうところをきちんと議論して、あとはもともとの基本的な考え方というとは取りまとめる必要があつじゃなかですか。

事務局長 基本的にはその部会がございますよね。営農部会とか、その中でまだ今のところそちらのほうとの話はまだしてません。去年のその非農地証明のときにも、まずは今年から始めるから試行的に始めてみるというような言い方はしてると思うんですけれども、その営農部会の中で話し合いをして、そしてそこで出たその方針というところを今度農業委員会のほうに図っていくとか、そういった方向というのを今ちょっと考えてるところではあります。だけん、自治体によってはもう全く非農地証明とか、そういうところしてないというところもあるし、積極的にしているところ、その自治体もバラバラではあつですよ。

8 番 自治体がバラバラだったら、余計にそういう取りまとめの県内、全国的な考え方統一していくといいじゃなかですかね。

事務局長 だけん、法としては農地法の中で謳われている、制度としては、ただそれを使う、全然使わない自治体は先ほどの考え方ですよ。だけん農地が減るのを防ぐために全くそれを使ってないという自治体もある。甲佐町も一昨年まではそういうような状況、ただ、全国的にその農地が段々荒れていく中で、そこで今度町のその遊休農地の率とか、そういうところが実際の数字とかけ離れてきていると、実際の耕作できる農地の中の荒れている農地というのが本来の考え方だけれども、そういう、本当はもう現況として農地じゃないようなところも含めた農地の中で荒れているのがこんだけ大きいんですよ。遊休農地率が上がっている。そこが今問題というふうに言われていて、こういう非農地についても進めるべきじゃないかというところで今、段々話になっている段階ではある。だけん佐藤委員のおっしゃるとおり、町としても去年から試行的に始めたんで、これからどうするのかというのを議会、そして今度それぞれの意見をまとめたところで、この農業委員会なんかで今度図っていくような必要があるというふうには考えております。

8 番 ですからもう、今後、自分の記憶でもう3年、6年ばかり利用調査しとるわけですね、やっぱり大変な思いしてしよるわけだけど、そがんと生かしてもらって、まだですね、その現況に沿った考え方というとは大事な事かと思しますので、一言。

事務局 長 分かりました。

会 長 はい。いろいろいい意見が出ました。次の議題に入る前のですね、先ほど言いました周知徹底というところで、事前にお話をしていただいたところです。それではですね、今回申請されている非農地証明願いについてですね、今から審議していきたいと思います。事務局から説明をお願いします。

事務局 はい。それでは、御説明申し上げます。20ページをお願いいたします。非農地証明を、となっております。土地の状況としましては、大字横田字鬼丸にある農地です。申請者の氏名、農地の地番、地目、面積は添付資料のとおりでございます。以上です。

会 長 続きまして、事務局から申請地の位置の説明をお願いします。

事務局 はい。それでは御説明申し上げます。地図につきましては、21ページに添付しておりますが、前のスクリーンのほうで御説明を申し上げたいと思います。こちらの赤く染めてあるのが申請地でございます。こちらに甲佐高校、こちらに甲佐町役場がございます。そして国道443号線でございます。申請地につきましては、役場より北東に約330メートルの位置でございます。以上で説明を終わります。

会 長 はい。続きまして、非農地判断に係る可否の判定について、失礼しました。はい。それでは、現地の状況について1番委員の山内委員から説明をお願いします。

1 番 はい。1番委員の山内です。それでは説明します。先月の1月27日に会長、長野委員、事務局と一緒に現地調査を行いました。申請地は大字横田字鬼丸にある農地1筆で、農地の状況としては周囲を山林に囲まれた場所に位置するため、管理が行き届かず、周囲の状況から見ても農地に復元することが著しく困難であると思われることを報告いたします。

会 長 ただいま、1番委員の山内委員から現地の状況の報告。また、非農地の判断に係る可否の判定について事務局から説明があったところです。これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。

事務局 すみません、ちょっと補足で御説明申し上げたいと思います。申請地の登記地目はこちら畑でございます。あと、周囲の囲まれているこの土地の登記地目はすべて山林になっておりまして、山林の中に登記地目上、畑がちょっと、一つ残ってたということで、今、手前のほうでございますけども、こちらも山林、こちらも山林、この奥に登記地目が畑であるということで申請された土地がございます。以上、補足

終わります。

会 長 先ほど議論をいたしました、これについて何か御意見ございませんか。はい。佐藤委員、どうぞ。

8 番 今、説明聞いた限りじゃ、ポツンと囲まれてあるわけだけが、適当と思わるとですよ。そういうところは多かかどうかというとは分からんとでしょね、そういう状態が結構あるかどうかというのは。

事務局 いいですか。

会 長 はい。事務局、どうぞ。

事務局 はい。一応ですね、今までその農業委員さんたちにはお世話になった利用状況調査をしていただいております図面があります。一応、それに町のほうではですね、それに赤い、こういった着色して、ポツンと山に囲まれたところは何か所か確認しております。南三箇とか、宮内のほうとかはね、あと龍野のほうには結構ございます。以上です。

8 番 だったら、そういうところはですたい、通知んまでずっと大ごとというか公的に残るけん問題あるかんしれんばってんが、ちょっとですたい、なんかですね、その個人にこういう状態だけん、早く申請あたりしてもらったほうがよかなんかの助言みたいなかたちでいくっていうとは、どぎゃんですか、なんか、そがんとが、なんかよかごた気のするばってん、まだ。

会 長 しおっとだろ？

事務局 そうです、はい。

会 長 そういう。

事務局 今のところはしておりませんけども、今後ですね、町主導のだから専決しました非農地通知ですね、通知でしていこうと考えております。ですからそこに個人さんに言うのではなくてもう町からいきなり通知を出して、してくださいということを今、検討して、今年ですけども龍野のほうをして、ゆくゆくはもうその甲佐全部に行きたいなと思ってるところでございます。

事務局長 地方税法か、どっちだったっけ。なんか法律がちょっと新しくなって、その、税務課と今度法務局とのやり取りになるんですけど、実際のその現況として、その農地じゃない部分については、その職権で地目を変えられるというような制度についてもなんか、今年からかな、なんか法改正になるらしいんですよ。そことうち、今度非農地証明、非農地通知というのはこれはこれで証明を出し、通知を上げて、相手方が法務局に届けをすると。今度のその違う法律の部分についてはその町と法務局のやり取りで法務局が職権で地目を変えると。だけん、そこがまだ明確にちょっと出てきてないんで、そことのちょっと関連性も含めたところでちょっと考えていき

たいというふうには思います。

会 長 はい。佐藤委員、よろしいですか。ほかに何か御意見ございませんか。それでは、ほかにはないようであります。非農地に係る可否の判定を行いたいと思います。それでは、採決を行います。非農地として証明することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手の確認)

はい。全員賛成と認めます。それでは、この案件につきましては「非農地」として証明をいたします。

以上で、本日本予定をされておりました議題はすべて終了をいたします。ここで一回閉じたいと思います。

事務局長 はい。ありがとうございました。それでは、これをもちまして第11回定例農業委員会総会を閉会いたします。どうもお疲れさまでした。

本議事録が真正であることを署名する。

署名委員 議 長

3 番

4 番